

## 小城市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

平成23年 3月31日

告示第100号

改正 平成26年 3月31日告示第27号

小城市男女共同参画推進事業補助金交付要綱(平成20年小城市告示第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、男女共同参画社会の実現に向けて、市内で自主的かつ積極的な活動を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する次に掲げる研修会等参加事業(以下「1号事業」という。)

ア 全国の行政機関、教育機関、公的団体、NPO、市民団体等が実施する各種研修会又は交流事業

(2) 男女共同参画に関する次に掲げる研修、啓発活動等開催事業(以下「2号事業」という。)

ア 研修会、啓発活動等開催事業

イ 啓発資材作成及び頒布事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 物品販売等の営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの

(2) この告示による補助金以外の補助事業等の制度を利用するも

の

- (3) 2号事業のうち、その主たる活動の場所が市外であるもの  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 1号事業 18歳(高校生は除く。)以上の市内に居住する者又は市内の事業所に勤務する者(以下「市民等」という。)で、男女共同参画の社会づくり活動に関心があり、市内でその成果を積極的に生かすもの

- (2) 2号事業 市内に活動の拠点を持ち、年間を通じて活動し、団体としての意思決定による事業実施や適正な経理処理ができる市民団体で、構成員に対する市民等の占める割合が3分の2以上の団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、別表第1のとおりとする。この場合において、事業収益金その他の収入があるときは、補助対象経費から当該収入を控除した額とする。

(補助率及び補助回数)

第5条 補助対象経費に対する補助率、補助限度額及び補助回数は、別表第2のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金等交付申請書の提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。  
(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(実績報告)

第 8 条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第 2 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 ( 平成26年3月31日告示第27号 )

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	備 考
報 償 費	講師謝礼、外部協力者に対する謝金、入賞賞品等参加者に渡す金品、物品等に要する経費など
旅 費	<p>1号事業については、研修会等参加に係る交通費及び宿泊費。</p> <p>2号事業については、講師等の招致に係る交通費等（講師との事前打合せに係るスタッフ交通費（1回の講師招致につき1回を限度とする。）を含む。）。</p> <p>小城市職員等の旅費に関する条例（平成17年小城市条例第43号）に基づく金額を限度とする。</p>
需 用 費	<p>消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費など</p> <p>食糧費（弁当代）は、開催日当日の講師、出演者及び事業活動者を対象とし、1人あたり500円を限度とする。</p> <p>食糧費（飲料代）は、開催日当日の講師、出演者、事業活動者及び開催に向けた会議出席者を対象とし、1人あたり120円を限度とする。</p>
役 務 費	通信運搬費（郵便、荷物の運搬に要する経費）、広告料（テレビ、ラジオ、新聞雑誌上で行う宣伝広告費）、手数料、保険料など
委 託 料	機器設置料など
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料など
負担金	1号事業については、研修会等参加のための参加費及び負担金

別表第2（第5条関係）

補助事業	補助率	補助限度額	補助回数
(1) 1号事業	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内	1人につき5万円以内	1年度あたり1人1回とし、通算して2回を限度とする。
(2) 2号事業	補助対象経費の10分の8以内	1団体につき10万円以内	1年度あたり1団体それぞれ1事業までとする。
ア 研修会、啓発活動等開催事業			
イ 啓発資材作成及び頒布事業			
(3) 市長が特に必要と認める事業	その都度市長が決定する。		